**奥州市立田原小学校いじめ防止基本方針**

**Ⅰ　いじめ防止基本方針の策定に当たり**

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に

重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

　いじめの問題は、学校が組織的に取り組むことを第一義とし、家庭・地域・関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の未然防止・解決には、児童の「いじめは絶対に許さない」という意識と態度が不可欠である。

　本校は、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童がいきいきとした学校生活が送れるよう、児童・教職員・家庭・地域等が一丸となっていじめ防止に取り組む「いじめ防止基本方針」を策定する。

**Ⅱ　いじめの定義といじめに対する基本認識**

**１　いじめの定義(４条件)**

「いじめ」とは、①**児童等**に対して

　　　　　　　　 ②当該児童等が在籍する学校に在籍している等、**当該児童等と一定の人的関係にある他の児**

**童等**が行う.

　　　　　　　　 ③**心理的または物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む)

　　　　　 ④当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているもの。（程度は問わない）

**２　いじめ解決の条件**

1. 上記行為がやんでいる状況が**相当期間(目安は３ヶ月)**であること。
2. 対象となった児童が**心身の苦痛**を受けていないこと。（本人及び保護者と面談等により確認をする。）

**３　いじめの基本認識**

(１)　いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

　　(２)　いじめは人間関係のトラブルをメカニズムとしているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。

　　(３)　いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われている問題である。

　　(４)　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。

　　(５)　いじめは学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

　　(６)　いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

**Ⅲ　いじめ防止のための組織**

メンバー　　委員長　校長　　副委員長　副校長

委員　　教務主任　生徒指導主事　養護教諭　担任

**いじめ防止対策委員会**

月１回定例・随時

**重大事案への対応**

未　然　防　止・早　期　発　見

早期対応

Ｖ－１８

・生命の尊重

・学習権の確保

・事案によっては、いじめた児童に出席停止の措置も・・・。

・外部サポートチーム(教育委員会・警察・医師)の活用

・再発防止策のとりまとめと学校をあげた取り組み

・身柄の安全確保(安心して告白)

・事実確認

・情報収集

・情報提供

・報告・連絡・相談

・関係諸機関との連携

|  |
| --- |
| ①日常観察(すべての教職員の目で)②おひさまアンケート(年８回　質問紙法による。心身の苦痛を受けていないか、楽しく学校生活が送れているかを問う。)1. 個別面談(随時　聞き取り法により学校生活での悩み等を聞き取り、励ます。)

④保護者アンケート、保護者面談、相談日、家庭訪問(保護者との連携、情報収集)⑤なかよし集会(６月) |

**Ⅳ　いじめ防止等のための具体的な取り組み**

**１　未然防止のための取り組み**

(１)教職員による指導について

　①　学級や学年、学校が児童の「心の居場所」となるように配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

　②　自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

　③　分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学び合いを通して達成感・成就感・連帯感をもたせる。

　④　児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人間関係能力を養うため、教育活動全体を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。

　⑤　いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努め、「なかよし集会」を年１回実施する。

　⑥　保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動に対する支援を行う。

(２)　児童に培う力とその取り組み

　①　自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することのできる思いやりの心を育む。

　②　学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

　③　学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を超えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

　④　「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業や「ソーシャルスキルトレーニング」を通して、児童一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

(３)　家庭・地域との連携

　①　学校いじめ防止基本方針を保護者に配布するなどして広報活動に努める。

　②　ＰＴＡの会議や地区懇談会等で指導方針についての説明を行う。

　③　いじめ防止の取り組みについて、学校便りや学級通信を通して保護者に協力を呼びかける。

　④　授業参観において、保護者や地区住民に道徳や学級活動等の授業を公開する。

　⑤　家庭訪問、期末面談や家庭相談日等でいじめに関する情報共有を図る。

(４)　教職員研修

　　　いじめに関する校内研修会を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の質的向上を図る。

　①いじめ問題に関わる校内研修会・・・年１回(８月)

　②いじめ問題への取り組みについてのチェックポイントによる自己診断・・・年１回(８月)

**２　早期発見のための取り組み**

(１)いじめの早期発見のために

　　①　いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。

　　②　日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。

　　③　いじめは、大人の見えないところで行われるので、授業中はもとより、業間や放課後の様子にも目を配るようにする。

　　④　遊びの様子にも気を配り、教職員間でしっかり情報を共有する。

　　⑤　いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。

　　⑥　地域や関係諸機関と情報交換を行い、連携を深める。

　(２)　早期発見のための具体的な取り組み

　　①　おひさまアンケート(毎月)　児童の悩みや困っていることを理解する。

　　②　個別面談(学期１回　６月　１０月　２月　随時)　学校生活の様子について聞き取り励ます。

　　③　保護者を対象とした面談(期末面談)・保護者アンケート。

　(３)　相談窓口の紹介

　　　いじめられている児童が教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によってはいじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応には、細心の注意を払うこととする。

Ｖ－１９

○日常のいじめ相談(児童及び保護者)・・・全教職員

○地域からのいじめ相談窓口・・・副校長

○奥州市設置の相談窓口・・・子ども教育電話相談【教育研究所内　３５－２１１１　内線４６３・４６４】

　　　　　　　　　　　　　　奥州市児童家庭相談【江刺支所健康福祉課　３５－２１１１　内線１５４】

○岩手県教委「２４時間いじめ相談窓口」・・・０１９－６２３－７８３０

**３　早期対応のための取り組み**

　(１)　いじめに対する措置

　　①　特定の教職員が抱え込まずに、速やかに組織的に対応する。

　　②　いじめられている児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

　　③　いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

　　④　教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに取り組む。

　(２)　いじめを発見したり通報を受けたりしたときの対応

　　①　いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。また、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、教職員全員の共通理解のもと、問題の解決に当たる。

　　②　いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者から情報を収集し、事実確認を行う。

　　③　いじめの事実が確認された場合、いじめを即刻やめさせ、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

　　④　いじめを受けた児童の心のケアのために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応するために、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、支援や指導を行う。

　　⑤　いじめを行った児童について、教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第２６条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

　(３)　警察との連携

　　　　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、奥州市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

　(４)　ネット上のいじめへの対応

　　①　インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を防ぐため、奥州市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

　　②　児童の生命、身体または、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

　　③　情報モラルアンケートを行い、実態を把握するとともに、利用環境について家庭への協力を求める。

**４　重大事態への対処**

　(１)重大事態とは

　　①　いじめにより在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

　　②　いじめにより在籍する児童等が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

　(２)重大事案の報告

　　①　重大事案が発生した場合、速やかに奥州市教育委員会に速やかに報告する。

　　②　児童や保護者から、いじめられて重大事案に至ったという申し立てがあったときは、重大事案が発生したものとして対処する。

　(３)重大事態の調査

　　◆　学校が調査の主体となる場合、奥州市教育委員会の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

　　①　重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

　　②　調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

　　③　調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に客観的な事実関係を速やかに調査する。

　　④　調査結果を奥州市長に報告する。

Ｖ－２０

　　⑤　いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含め、適時・適切な方法により情報提供をする。

　　⑥　いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて、協力を依頼する。

　　⑦　「いじめ防止対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校を挙げて取り組む。

* 学校の設置者(奥州市教育委員会)が調査主体となる場合は、奥州市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に協力

する。

＜重大事案チャート図＞

重大事態の発見

いじめ防止対策委員会の設置

★　構成メンバー

　校長・副校長・教務主任

　生徒指導主事・養護教諭

　当該学級担任

教育委員会へ

連絡・報告

関係諸機関との

連携（情報提供）

いじめ防止

対策委員会

外部サポートチーム

・教育委員会

・警察

・医師　等

事実確認調査・情報収集・情報提供

○　「誰がどう動くか」の決定・確認，全職員が迅速に

★情報の収集　　★情報の一本化　　★窓口の一本化　★感染の防止

いじめられた児童・

保護者

『あなたは全然

　　　　悪くない』

いじめた児童・

保護者

関係児童への

指導・援助

保護者・地域

社会への啓発

活動

身柄の安全確保

安心して告白を

絶対に守ってあげる

学習環境の確保

事実確認

いじめは絶対許されない

（出席停止等も視野に）

報告

連絡

相談

各担任　　児　童　　保護者　　地　域　　関係機関（警察等）

**Ⅴ　評価**

　いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を中心に「いじめ防止対策委員会」で改善策等を検討し、職員会議等で協議して、共通理解・共通実践できるようにしていく。

　①　いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること。

　②　いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること。

Ｖ－２１

**Ⅵ　いじめ防止対策の年間計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 学級・学校の活動 | 諸会議 |
| 　４ | ・家庭調査票の回収　　　・家庭状況の把握○学校いじめ防止基本方針を、学校通信等に掲載するなどして広報活動に努める。また、ＰＴＡの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明する。 | ・いじめ防止対策委員会の立ち上げ・職員会議で情報交換（通年） |
| 　５ | ・おひさまアンケートの実施・家庭訪問による家庭状況の把握・運動会に向けての児童の動きを観察 | ・いじめ防止対策委員会　(アンケート結果から適宜実施) |
| 　６ | ・おひさまアンケートアンケートの実施　　・いじめ防止全校集会(講話)・教育相談月間・授業研究会○安心・安全に学校生活を送る事ができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。 | ・いじめ防止対策委員会　(アンケート結果から適宜実施) |
| 　７ | ・おひさまアンケート実施・保護者アンケートの実施・学びフェストへの児童、保護者記載事項の確認○児童に自己有用感・自己肯定感をもたせるため、一人ひとりを大切にした分かる授業づくりに努める。○悩みや相談を受けとめることができるように、日常的に地域や家庭との連携を大切にし、小さな変化も見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。 | ・いじめ防止対策委員会　(アンケート結果から適宜実施)・生徒指導研修会①いじめの態様や特質、原因・背景、指導上の留意点などについて共通理解を図る。②気になる児童の状況を確認する。 |
| 　８ | ・夏休み後の児童の変化観察 | ・いじめ防止対策委員会(アンケート結果から適宜実施) |
| 　９ | ・おひさまアンケートの実施　　・校外学習、勤労体験学習○児童の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や人格を尊重し合う態度を養うため、特別活動を中心に話し合い活動や体験活動の充実に努める。 | ・いじめ防止対策委員会(アンケート結果から適宜実施) |
| １０ | ・教育相談月間・おひさまアンケートの実施○児童同士・児童と教師が心を通じ合うコミュニケーション能力を育むために、学級指導・学級指導を徹底し、人間関係の醸成を図る取り組みを充実させる。 | ・いじめ防止対策委員会(アンケート結果から適宜実施) |
| １１ | ・おひさまアンケートの実施○授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。 | ・いじめ防止対策委員会(アンケート結果から適宜実施) |
| １２ | ・おひさまアンケートの実施・保護者アンケートの実施・冬休みの過ごし方の指導 | ・いじめ防止対策委員会(アンケート結果から適宜実施) |
| 　１ | ・冬休み後の児童の変化観察 | ・いじめ防止対策委員会(児童の様子から適宜実施) |
| 　２ | ・おひさまアンケートの実施・教育相談月間 | ・いじめ防止対策委員会(アンケート結果から適宜実施) |
| 　３ | ・児童の状況のまとめと引き継ぎ | ・いじめ防止対策の総括 |

Ｖ－２２